

通 達

令和4年度介護職員ベースアップ等支援加算について (高齢介護事業)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等加算」という。)が創設されます。法人として、加算を取得し下記計画の通り運用します。

介護職員ベースアップ等支援加算(令和4年10月から令和5年3月)について、令和4年度介護職員ベースアップ等支援計画(令和4年10月から令和5年3月)を下記のとおりとします。

1. 対象者 指定介護保険事業所の介護職員(正社員が対象)

2. 期 間 令和4年10月から令和5年3月まで

3. 令和4年度賃金改善計画

【収入】	(単位:千円)
ベースアップ等支援加算見込額	12,059 千円
【支出】	
① 毎月ベースアップ手当として支給	9,900 千円
② 上記にかかる法定福利	1,188 千円
③ 3月調整	1,632 千円
賃金改善所要見込額合計	12,720 千円
【収支差額】	-661 千円

4. ベースアップ手当(毎月支払い分)について

「ベースアップ手当」として、介護職員である社員に下記の金額を支払う。

・令和4年10月から 7,500円/月 (前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る)

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。(3ヶ月に1度見直し予定)

令和4年8月16日

社会福祉法人 一燈会 理事長 山室 淳 印略